## 大阪府議会規程第 号

大阪府議会議員き章規程の一部を改正する規程

うに改正する。大阪府議会議員き章規程(昭和二十五年五月十七日議会規程)の一部を炊のよ

すように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示

农川後	投川恒
おりとする。 2 き草は本草及び略草とし、別記形象のとのいずれかをはい用するものとする。第一条 大阪府議会議員は在職中、次項のき草	2 き草は別記形象のとおりとする。のき草をはい用するものとする。第一条 大阪府議会議員は在職中本条第二項
女付しない。   一個を交付する。ただし、再選された議員には  第二条   き章は議員一人につき、本章及び略章各	第二条 き章は議員一人につき一個を交付する。
本	表 (略) 東 (略) 由 (略) 十 注 (略) 資 (略)

温

(桶行型口)

年四月三十日から施行する。1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、今和五

(滷用除女)

る。 議員き章規程の規定により交付を受けたものを引き続き使用することができしない。ただし、本章については、新たに交付を受けず、改正前の大阪府議会2 第二条ただし書の規定は、令和五年四月三十日に任期が始まる議員には適用